

## 座間市共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会を実現するため、新たに共同住宅に太陽光発電システムを設置する事業の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいう。ただし、二世帯住宅は含めないものとする。
- (2) 管理組合 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。ただし、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他の団体として主要な点が確定していることを要する。
- (3) 太陽光発電システム 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される共同住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるシステムをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件に適合する太陽光発電システム（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 市内の共同住宅の屋根等への設置に適した太陽光発電システムであること。
- (2) 補助対象設備が未使用品であること。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の分譲共同住宅に補助対象設備を設置し、当該補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する管理組合
  - (2) 市内の賃貸共同住宅に補助対象設備を設置し、当該補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅で使用する当該共同住宅を所有する個人、団体又は法人。ただし、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅の共用部分で使用する場合に限る。
- 2 前項第1号において、管理組合が設立されていない共同住宅については、当該共同住宅の建築主（以下「建築主」という。）が補助金の交付を受けることができる。ただし、補助対象設備によって発電された電力の一部又は全部を当該共同住宅の共用部分で使用する場合に限る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。
- (1) 市税（市税に係る延滞金を含む。）に未納がある者

- (2) 電力会社と電力需給契約を締結していない者
- (3) 座間市スマートハウス関連設備設置補助金交付要綱（平成25年座間市告示第42号）の規定による補助金の交付を受けることができる者
- (4) 補助対象事業においてこの告示の規定による補助を既に受けている者  
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1キロワット当たり1万円に、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

2 前項の太陽電池モジュールの最大出力の単位は、キロワットとし、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。

（交付の要望）

第6条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金等交付要望書の提出を省略するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する日の14日前までに市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 管理組合については、管理組合及び当該共同住宅に係る登記事項証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）並びに議決書その他の補助対象設備の設置が管理組合の決定によることが確認できる書類の写し

イ 個人、団体又は法人については、当該共同住宅の登記事項証明書（3箇月以内に発行されたものに限る。）

ウ 建築主については、建築工事請負契約書その他の建築物の所在地及び建築主が確認できる書類の写し並びに補助対象設備が後に設立される管理組合により管理されることが確認できる書類の写し

(2) 市税納付状況確認同意書（第2号様式）

(3) 設置場所を示す地図

(4) 補助対象事業に係る工事請負契約書の写し

(5) 補助対象事業に係る費用の内訳書

(6) 設置場所の現況写真

(7) 補助対象設備を構成する機器の型式、規格等が確認できる仕様書

(8) 設置予定の補助対象設備配置図

(9) 収支予算書（第3号様式）

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助事業変更・中止・廃止申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業の内容を変更するときは、変更しようとする内容が確認できる書類を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助事業変更・中止・廃止承認（不承認）通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日の翌日から起算して30日以内又は市の会計年度の終了する日（座間市の休日を定める条例（平成元年座間市条例第4号）第1条に規定する休日に当たるときは、その前日）のいずれか早い日までに共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助事業実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書その他の支払を証する書類の写し
- (2) 電力会社と電力供給契約を締結したことが分かる書類
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、共同住宅用太陽光発電システム導入支援補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、

補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第24条ただし書の規定による市長が定める期間は、10年とする。

2 補助事業者は、規則第24条の規定による財産の処分の承認を受けようとするときは、共同住宅用太陽光発電システム処分承認申請書（第9号様式）に処分の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(処分の承認の決定)

第15条 市長は、前条第2項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を共同住宅用太陽光発電システム処分承認（不承認）通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(調査)

第16条 市長は、補助事業を適正に執行させるため、補助対象設備の設置工事の状況を設置場所において調査することができる。

(使用状況の報告)

第17条 市長は、補助事業者に対し、補助対象設備の設置後に使用状況の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る申請等の手続について、業者等に委任することができる。

(実施細目)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月15日から施行する。